

山形大学医学部医学科
新入生並びに保護者 各位

各団体の趣旨説明書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のご案内は必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険」等）

ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

英語力強化経費（TOEIC I Pテスト受験料相当額及びe-learning 教材相当額）

本学基盤共通教育においては、個々の学生の英語力や学習到達度を把握し、英語力強化を図るため、TOEICを活用しています。TOEICは、就職活動の際に英語能力の判断基準として用いられるなど、広く社会で活用されている英語能力診断テストであり、本学ではその中でもTOEIC I Pテスト（団体特別受験制度）を利用しています。

本学で実施するTOEIC I Pテストは、英語の授業（必修）の一環として1年次学生全員に受験していただくもので、その受験料相当額を個人負担としております。

また、日々の英語学習のサポートとTOEIC I Pテスト対策のため、自学自習システムとしてリアリーイングリッシュ社の e-learning 英語教材を導入しており、そのライセンス料相当額を個人負担としております。

つきましては、英語力強化経費として、上述の個人負担分5,990円を納入いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課 (基盤教育担当) TEL : 023 (628) 4832

山形大学小白川サークル会

本学では、小白川キャンパスに学ぶ全学生が会員となり「山形大学小白川サークル会」を組織しております。

本会は、サークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであり、原則として全員加入としております。

つきましては、本会活動の趣旨をご理解いただき、加入いただきますようご案内申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部 学生支援課学生支援担当 TEL : 023 (628) 4122
--

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万人で（令和4年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

現在行っている主な支援事業は以下のとおりです。

- ① 山形大学グローバル化支援（「外国人との対話の先に見える世界」発見プログラム、大学間交流協定大学への短期派遣留学生、博士課程学生研究発表）
- ② 学生の修学支援（英語合宿、校友会大学院学生表彰（校友会長賞）、学生推薦図書購入、山形美術館を活用した修学支援、データサイエンススタディセッション）
- ③ 課外活動支援（大学祭、雪合戦大会、ビーチサッカー大会、公認サークル）

- ④ 学生の就職活動支援（公務員志望学生に特化した早期自己開発キャリア支援，障がい学生への早期キャリア支援，合同企業説明会参加学生への就活応援セット提供，学生によるキャリア Café の運営，「留学生 0B から見た日本の企業文化及び会社へのアプローチ方法」本を出版）
- ⑤ 大学・社会貢献活動支援（科学で子供たちに笑顔を届け隊，山形大学 SDGs 始動事業，同窓生と在学生をつなぐ「山形大学史」資料アーカイブ構築、山大生による山形大学の魅力発信プロジェクト）
- ⑥ 会員相互の親交を図る事業（校友会会員となった新入生への入会記念品の贈呈，校友会「学生幹事」による校友会 P R と自主的な活動，卒業生と大学・学生との連携，若手卒業生の組織化、卒業・修了留学生への記念品の贈呈、交流プラットフォーム事業、各キャンパス等のイベントを利用した校友会及び同窓会の PR、各学部同窓会と校友会の情報共有事業）

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
校友会事務局

TEL：023（628）4867



山形大学医学部医学科後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、山形大学医学部医学科後援会と称し、事務所を山形大学医学部内に置く。

第2条 本会は、医学部医学科の教育活動を援助することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する援助
- (2) 医学部医学科と家庭との連絡
- (3) 学生の課外活動の援助
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会は、医学部医学科に在学する学生の保護者又は保証人を会員とし、その会員をもって組織する。

第2章 役員及び任務

第5条 本会の役員及び選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1 名 理事会において、理事のうちから推挙する。
- (2) 副 会 長 2 名 理事のうちから会長が委嘱する。
- (3) 理 事 若干名 会員のうちから選出する。
- (4) 監 事 2 名 理事会において、理事を除く会員のうちから推挙する。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会務諸般の相談にあずかるため、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は、本会の事務を処理するため、幹事及び事務員を委嘱する。

第3章 会 議

第10条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、役員をもって構成し、第1回を5月に、第2回を翌年3月の年2回開催する。

ただし、臨時の理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の過半数の同意を得て開催することができる。

3 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

4 臨時の理事会には、審議事項により監事の出席を要しないことがある。

第11条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長及び監事の推挙に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 会則の改廃に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項。

第12条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席した理事の過半数の同意をもって議決する。

第4章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会員の会費は、89,000円とし、入学の際に全額を納入する。

3 納入した会費は、返還しない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年5月26日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

山形大学医学部後援会役員の選出方法についての申合せ

(昭和59年5月26日理事会)

本会の次年度の役員の選出は、現理事会が行うものとする。

附 則

この会則は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

山形大学医学部医学科後援会役員の選出方法についての申合せ

(平成7年10月24日理事会承認)

本会の次年度の役員の選出は、現理事会が行うものとする。

附 則

1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。

2 本会理事の選出方法は、別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月22日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

山形大学医学部医学科同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は山形大学医学部医学科同窓会（蔵王会）と称す
- 第 2 条 本会は本部を山形大学医学部内に置く
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と山形大学医学部の発展並びに医学の向上に寄与することを目的とする
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う
- (1) 会員名簿の発行
 - (2) 同窓会新聞の発行
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第 5 条 前条第 2 号に定める新聞の発行に関する事項は、別に定める
- 第 6 条 本会則に定めるもののほか、施行に関し、必要な細則は理事会の議決を経て別に定める

第 2 章 会 員

- 第 7 条 本会の会員は次の通りとする
- (1) 山形大学医学部医学科を卒業した者
山形大学医学部及び医学部附属病院の教員ならびに、病院助教・医員・研修医
山形大学医学部医学科を卒業した者以外で、山形大学大学院医学系研究科医学専攻、生命環境医科学専攻及び先進的医科学専攻を修了した者
 - (2) 準会員
山形大学医学部医学科学生

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員を置く
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 理事 約 20 名
 - (4) 名誉会長 1 名
- 第 9 条 理事は会員から約 20 名を選出する
- (1) 会長は医学部長をもって充てる
 - (2) 副会長は理事会において理事から選出する
 - (3) 副会長 3 名の内、1 名は附属病院長とする。
 - (4) 理事は会長が指名する
 - (5) 名誉会長は本会に多大なる貢献をした者、会長が推薦し、総会で委嘱する

第 10 条 役員はそれぞれ次の職務を行う

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 理事は会務を分掌し、各々の職務の性格は理事会にて決定する
- (4) 名誉会長は本会の榮譽を代表し、会長に対し本会の運営について助言する

第 11 条 1 すべての役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない

2 補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする

3 役員は任期終了においても後任が決定するまでの任務を行うものとする

第 4 章 会 議

第 12 条 本会の会議は総会及び理事会の 2 種とする

第 13 条 1 総会は定例総会及び臨時総会の 2 種とし、理事会の決定に基づき、会長がこれを召集する

2 定例総会は年 1 回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する

3 総会の議長は出席会員から選出する

4 総会の議事は出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する

5 次の事項は総会の議決または承認を得なければならない

(1) 役員の承認

(2) 事業報告及び当該年度の事業計画に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 会則の変更

(5) その他理事会が必要と認めた事項

第 14 条 1 理事会は理事をもって組織し、本会の業務を企画運営し、総会の決議を要する事項を除く一切の事項を議決する

2 理事会は

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事 5 名以上または会員 20 名以上からの開催の請求があったとき。
会長がこれを召集する

3 理事会の議長は会長とする

4 理事会の成立は 3 分の 2 名以上の理事の出席を必要とする。ただし委任状を認める

5 理事会の議事は出席理事の過半数の同意により決定する

6 理事会は定例総会において次の事項を報告しなければならない

(1) 事業報告及び当該年度の事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

第 5 章 会 計

- 第 15 条 1 本会の資産は次の各号を持って構成し、理事会がこれを管理する
- (1) 会費
 - (2) 寄付金
- 2 会員は下記の通り会費を納める
- (1) 会員
年会費 10,000 円
 - (2) 準会員
入会金 50,000 円
- 第 16 条 1 予算及び決算については総会の承認を得なければならない
- 2 本会に会計監査を 3 名置き、決算時に監査報告する。会計監査は会員から理事会が推薦し、総会の承認を得る
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする

第 6 章 運営委員

- 第 18 条 1 本会のより円滑な運営を図るため、本会に運営委員を置く
- 2 会長は、卒後 10 年から 25 年までの学年から各 1 名の運営委員を指名する
 - 3 運営委員は各学年の総意を代表して総会に出席し、会員相互間の連絡・調整等に努めるものとする
 - 4 任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない

第 7 章 支 部

- 第 19 条 本会は理事会の承認を得て必要な地域に支部を置くことができる。支部には代表者を置く

第 8 章 会則の変更

- 第 20 条 会則の変更は理事会出席者の 3 分の 2 名以上の同意により発議し、総会にて議決する

付 則

本会則は、昭和 58 年 9 月 15 日から施行する

付 則

本会則は、昭和 63 年 12 月 17 日に一部変更し、同日より施行する

付 則

本会則は、平成 3 年 6 月 22 日に一部変更し、平成 4 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 4 年 6 月 19 日に一部変更し、平成 5 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 15 年 1 月 14 日に一部変更し、平成 15 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 19 年 9 月 2 日に一部変更し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 20 年 9 月 11 日に一部変更し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 24 年 5 月 15 日に一部変更し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 27 年 6 月 3 日に一部変更し、平成 27 年 6 月 1 日より施行する

付 則

本会則は、平成 29 年 6 月 26 日に一部変更し、平成 29 年 6 月 26 日より施行する

付 則

本会則は、平成 30 年 5 月 7 日に一部変更し、平成 30 年 5 月 7 日より施行する